益田市農業委員会第10回総会議事録

- 1. 開催日時 令和3年(2021)4月23日(金)13:30~15:00 開催場所 市役所 3階 大会議室
- 2. 出席 農業委員(12名)

1番 又賀 保 2番 大畑 美里 3番 須藤 寿人 4番 吉村 太 5番 大庭 清 6番 御神本康一 9番 北條 義洋 10番 篠原 栄次 11番 谷本 大輔 13番 柳田 継男 15番 宮川 有衣 16番 西川 友史

3. 欠席 農業委員(4名)

7番 田中 綾 8番 佐原 晃子 12番 豊田 志摩 14番 豊田 浩

4. 出席 農地利用最適化推進委員(20名)

| 増野 | 六彦 | 田ノ上武夫 | 澤江 浩一 | 山根 健治 |
|----|----|-------|-------|-------|
| 寺戸 | 康人 | 田原 勝美 | 野村 浩三 | 寺戸豊太郎 |
| 河野 | 正憲 | 領家 耕一 | 和﨑 恒義 | 椋木 昭雄 |
| 潮 | 好介 | 豊田 繁雄 | 中島秀一郎 | 宮内 英之 |
| 椋木 | 孝光 | 岡﨑 定佳 | 渡邉 豊孝 | 河野 光好 |

5. 欠席 農地利用最適化推進委員(4名)

遊谷 記幸 三浦 尚人 永見 浩二 三浦 和顕

6. 提出議案

議第 51号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議第 52号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議第 53号 農地でないことの確認について

議第 54号 農用地利用集積計画の決定について

議第 55号 農地等権利移動制限特例区域設定について

議第 56号 令和2年度事業実績及び収支決算報告について

議第 57号 令和3年度事業計画(案)及び収支予算(案)について

報第 51号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について

報第 52号 農地法第18条第6項の規定による通知書の確認について

報第 53号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

7. 議事に参加した職員

石田局長、和田局長補佐、高橋係長、吉田指導主任、髙橋主事 田中美都総合支所地域振興課長、藤本匹見総合支所地域振興課長補佐

8. 議事の概要

会長

それでは、定刻になりましたので、只今から第 10 回益田市農業委員会総会を開催いたします。

(挨拶)

本日の議事録署名者につきましては、4番の吉村太委員、5番の大庭清委員、よろしくお願いいたします。また、本日の欠席委員は7番の田中綾委員、8番の佐原晃子委員、12番の豊田志摩委員、14番の豊田浩委員、澁谷記幸推進委員、三浦尚人推進委員、永見浩二推進委員、三浦和顕推進委員です。

それでは、議事に入らせていただきます。「議第51号 農地法第4条第1項の 規定による許可申請について」を議題といたします。それでは事務局より説明を お願いします。

事務局

整理番号1番

土地の所在は、波田町の畑1筆 277 m²です。

都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。

転用目的は、宅地拡張で、転用許可該当条項は農地法第4条第6項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。

雨水は、地下浸透です。

既に完了しているため資金証明の添付はありません。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。

吉村太委員

4番の吉村です。現地確認は4月13日に寺戸推進委員と行ないました。場所は ○○から少し○○に位置しています。以前は○○として使われていたようですが、 現況は更地となっていて、宅地として使われても問題はないと思います。

会長

地元推進委員何かありますか。

寺戸康人推進

ありません。

委員

会長

2番をお願いします。

事務局

整理番号2番

土地の所在は、隅村町の畑1筆 487 m²です。

都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であ

ることから第2種農地と判断致します。

転用目的は、個人住宅拡張で、転用許可該当条項は農地法第4条第6項の規定 である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる 基準に該当致します。

雨水は、地下浸透です。

既に完了しているため資金証明の添付はありません。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。

篠原栄次委員

10番の篠原です。現地確認は4月15日に潮推進委員と行いました。申請地は ○○を渡り、○○に向かった所にあります。○○の側に○○年に倉庫兼物置を建築したそうです。○○の関係で、手続きをしていたところ、農地法の手続きをしていないということが分かり、この度の申請になりました。既に着工済みで、隣接地に影響はありません。始末書も添付されており、問題はないと思います。

会長

地元推進委員何かありますか。

潮好介推進委

ありません。

員

会長

3番をお願いします。

事務局

整理番号3番

土地の所在は、桂平町の田1筆 456 m²です。

都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。

転用目的は、庭園で、転用許可該当条項は農地法第4条第6項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。

排水はありません。

既に工事完了しているため資金証明の添付はありません。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。

谷本大輔委員

11番の谷本です。現地確認は4月17日に豊田推進委員と行ないました。場所は○○の近くになります。○○と○○に挟まれた土地であり、周囲への被害等の問題はないと思います。すでに庭園として利用されており、土地改良区の意見書も出ており、問題はないと思います。

会長

地元推進委員何かありますか。

豊田繁雄推進

ありません。

委員

会長

4番をお願いします。

事務局

整理番号4番

土地の所在は、川登町の田及び畑2筆 406.91 ㎡です。

都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。

転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法第4条第6項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。

排水は、合併浄化槽を設置し、既存の水路に流します。

資金証明については、金融機関の融資証明書を添付されています。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区農業委員が欠席のため、代理で柳田委員より現地調査の報告をお願いします。

柳田継男委員

豊田浩委員より報告書を預かっていますので説明します。現地確認は 4 月 16 日に岡﨑推進委員と行いました。現地は川登町の〇〇です。北側に〇〇、西側に〇〇、南側に〇〇、東側に〇〇があり、ほとんど〇〇に囲まれた土地です。申請人が住んでいる家が老朽化したため、新築するとのことです。排水については浄化槽から既存の水路に流し、現地の状況からみて、土砂の流出等の災害の発生や、周辺の営農へ被害を及ぼす恐れはないと思われます。土地改良区の意見書も添付されており、特に問題はないと思います。

会長

地元推進委員何かありますか。

岡﨑定佳推進

ありません。

委員

会長

本日は4件です。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。

それでは無いようですので採決いたします。「議第51号 農地法第4条第1項 の規定による許可申請について」は原案通り許可としてもよろしいですか。

(はい、の声)

それでは許可といたします。次に「議第52号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。

事務局

整理番号1番

本件は、所有権移転に係る許可申請です。

土地の所在は、東町の田1筆 1,484 ㎡です。

都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。

転用目的は、宅地造成で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の 規定に該当いたします。

排水は、合併浄化槽を設置し、既存の水路に流します。

資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。

大畑美里委員

2番の大畑です。現地確認は4月12日に又賀委員と2名で行ないました。申請地は〇〇の裏になります。申請は複数の個人住宅を設けるための宅地造成となっています。排水は合併浄化槽を設置するそうです。適当であると判断しました。

会長

地元推進委員何かありますか。

增野六彦推進

ありません。

委員

会長

2番をお願いします。

事務局

整理番号2番

本件は、使用貸借権の設定に係る許可申請です。

土地の所在は、久城町の田1筆 1,154 ㎡です。

都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。

転用目的は、ゲートボールコートで、転用許可該当条項は農地法施行規則第44 条第3号の規定に該当いたします。

雨水は、地下浸透です。

既に完了しているため資金証明の添付はありません。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。

又賀保委員

1番の又賀です。現地確認は4月12日に大畑委員と2人で行ないました。場所は○○の近くになります。今までゲートボール場として使われていたようです。 周囲に農地はなく、借受人が借り受けて、今まで通り、ゲートボール場として利用したいそうです。問題はないと思うので、よろしくお願いします。

会長

地元推進委員何かありますか。

田ノ上武夫推

ありません。

進委員

会長

3番をお願いします。

事務局

整理番号3番

本件は、使用貸借権の設定に係る許可申請です。

土地の所在は、あけぼの東町の田1筆 318㎡です。

都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。

転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の 規定に該当いたします。

排水は、公共下水道に接続します。

資金証明については、金融機関の融資証明書を添付されています。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。

大畑美里委員

2番の大畑です。現地確認は4月12日に又賀委員と2名で行ないました。申請地はあけぼの東町の○○の近くです。申請は個人住宅を建てるためで、排水は公共下水道に流します。隣接農地はなく、適当であると判断しました。

会長

地元推進委員何かありますか。

田ノ上武夫推

進委員

会長

ありません。

4番をお願いします。

事務局

整理番号4番

本件は、所有権移転に係る許可申請です。

土地の所在は、あけぼの西町の田1筆 241 m²です。

都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。

転用目的は、個人住宅兼店舗で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。

排水は、公共下水道に接続します。

資金証明については、金融機関の融資証明書及び贈与証明書を添付されています。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。

又賀保委員

1番の又賀です。現地確認は4月12日に大畑委員と2人で行ないました。場所

は○○の道路を挟んで向かい側です。周りは宅地化されており、問題はないと思います。よろしくお願いします。

会長

地元推進委員何かありますか。

田ノ上武夫推

ありません。

進委員

会長

5番をお願いします。

事務局

整理番号5番

本件は、所有権移転に係る許可申請です。

土地の所在は、あけぼの西町の田1筆 241 m²です。

都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。

転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の 規定に該当いたします。

排水は、公共下水道に接続します。

資金証明については金融機関の融資証明書及び残高証明書が添付されていま す。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。

又賀保委員

1番の又賀です。現地確認は4月12日に大畑委員と2人で行ないました。場所は先ほどの整理番号4番の隣です。周りは宅地化されており、問題はないと思います。よろしくお願いします。

会長

地元推進委員何かありますか。

田ノ上武夫推

ありません。

進委員 会長

6番をお願いします。

事務局

整理番号6番

本件は、所有権移転に係る許可申請です。

土地の所在は、飯田町の畑1筆 506 m²です。

おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため第1種農地と判断致します。

転用目的は、個人住宅で、農地法施行規則第33条第4号の規定である、住宅その他の申請に係る土地の周辺において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置する場合に許可できる例外規定に該当します。

排水は、合併浄化槽を設置し、既存の水路に流します。

資金証明については、金融機関の融資証明書を添付されています。

なお、第1種農地であるため、島根県機構に意見を聴取する案件となります。 ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。

須藤寿人委員

3番高津地区の須藤です。現地確認は4月15日に澁谷推進委員と行ないました。場所は飯田町の○かありますがその裏です。農振の除外申請が終わり、申請が出たものです。農地はかなり前から保全管理といった状態で、○○である譲受人が家を建てたいとのことです。隣接地の同意書、土地改良区の意見書も添付されています。よろしくお願いします。

会長

7番をお願いします。

事務局

整理番号7番

本件は、所有権移転に係る許可申請です。

土地の所在は、向横田町の田1筆 19㎡です。

おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため第1種農地と判断致します。

転用目的は、宅地拡張で、農地法施行規則第33条第4号の規定である、住宅その他の申請に係る土地の周辺において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置する場合に許可できる例外規定に該当します。

雨水は、地下浸透です。

既に完了しているため資金証明の添付はありません。

なお、第1種農地であるため、島根県機構に意見を聴取する案件となります。 ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。

篠原栄次委員

10番の篠原です。現地確認は4月16日に椋木推進委員と行ないました。申請地は○○から○○の方へ入った所にあります。○○年に申請人の○○が売買を行なったそうです。擁壁を設置し、境界もしっかりしてあり、譲受人が庭の一部として利用されていましたが、登記が未登記でありこの度の申請となったようです。双方の始末書が添付されており、問題はないと思います。

会長

地元推進委員何かありますか。

椋木昭雄推進

委員

会長

ありません。

8番をお願いします。

事務局

整理番号8番

本件は、所有権移転に係る許可申請です。

土地の所在は、有田町の畑1筆 105 m²です。

都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。

転用目的は、駐車場で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である 周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に 該当致します。

雨水は、地下浸透及び道路側溝により処理します。

資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。

谷本大輔委員

11番の谷本です。4月17日に豊田志摩委員と中島推進委員と現地確認を行ないました。場所は有田町の〇〇沿いの近くになります。譲受人が購入された家に付随している農地でして、駐車スペースとして利用されるそうです。周囲に農地はなく、土地改良区の意見書も添付されており、問題はないと思います。よろしくお願いします。

会長

地元推進委員何かありますか。

中島秀一郎推

進委員

会長

ありません。

本日は8件です。ただいま説明がありましたが何かご意見やご質問などございませんか。

椋木孝光推進 委員 参考までになんですが、4番と5番の譲渡人が外6名となっていますが、これは共有名義ということでしょうか。それとも相続未登記で相続人が7人いるということなんでしょうか。

事務局

登記簿を確認していますが、共有名義となっています。

椋木孝光推進

委員

会長

分かりました。

他にありませんか。

それでは無いようですので採決いたします。「議第52号 農地法第5条第1項 の規定による許可申請について」は原案通り許可としてもよろしいですか。

(はい、の声)

それでは許可といたします。次に「議第53号 農地でないことの確認について」 を議題といたします。それでは説明をお願いします。

事務局

整理番号1番

申請地は、匹見町道川の1筆 991 ㎡です。平成元年頃から耕作しておらず山林化しており農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願が提出されたものです。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。

宮川有衣委員

15番の宮川です。4月19日に西川会長と現地確認を行ないました。場所は匹見町から○○を行き、○○沿いにあります。川向うに位置していますが、向こうへ渡る手段がないような場所で、対岸から確認をしましたが山林化しており、復旧は困難だと判断しました。申請者にも場所等の確認をしております。よろしくお願いします。

会長

本日は1件です。ただいま説明がありましたが何かご意見やご質問などございませんか。

それでは無いようですので採決いたします。「議第 53 号 農地でないことの確認について」は原案通り許可としてもよろしいですか。

(はい、の声)

それでは許可といたします。次に「議第54号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。

事務局

今月の利用集積計画は、利用権設定の新規が 13 件、再設定が 16 件の合計 29 件と所有権移転が 1 件ございます。それでは、利用権設定の新規と所有権移転を 説明いたします。

整理番号1番

申請地は、下本郷町の田1筆 1,491 ㎡です。5年8ヶ月間の使用貸借権設定です。

会長

地元推進委員より説明をお願いします。

增野六彦推進 委員 この案件ですが、場所は○○の南側で、今まで耕作されていた方が難しくなったということで、新たに農地中間管理事業を活用して耕作をされるそうです。問

題はありません。

会長 2番3番をお願いします。

整理番号2番、3番につきましては、借り人が同じですので一括します。 事務局

申請地は、遠田町の田2筆 合計3,438 m²です。4年8ヶ月間の使用貸借権設

定です。

会長 地元推進委員より説明をお願いします。

澤江浩一推進

委員

安田地区の澤江です。2番3番共に貸付人が高齢であるため、農地中間管理事 業を活用するものです。問題はありません。

会長 4番をお願いします。

事務局 整理番号4番

申請地は、遠田町の畑1筆 3,006 m²です。5年11ヶ月間の賃借権設定です。

安田地区の澤江です。4番につきまして、貸付人が耕作が出来ないため、借受

会長 地元推進委員より説明をお願いします。

澤江浩一推進

委員

人が○○を栽培するものです。問題はありません。

会長 6番から9番をお願いします。

整理番号6番から9番につきましては、借り人が同じですので一括します。 事務局

申請地は、下種町の田 10 筆 合計 6,067.48 ㎡です。1 年 11 ヶ月間及び 2 年 11

ヶ月間の使用貸借権及び賃借権設定です。

会長 地元推進委員より説明をお願いします。

田原勝美推進

種地区の田原です。借受人は今までも耕作をされていましたが、利用権設定を 結び、今まで通り耕作をされるものです。問題はないと思いますのでよろしくお 委員

願いします。

会長 11番をお願いします。

整理番号11番 事務局

申請地は、横田町の田1筆 1,660 m²です。3年11ヶ月間の賃借権設定です。

会長 地元推進委員より説明をお願いします。 領家耕一推進

豊田地区の領家です。期間の満了に伴いまして農地中間管理事業を活用するものです。問題はないと思います。

会長

委員

12番をお願いします。

事務局

整理番号 12番

申請地は、横田町の田 2 筆 合計 536 ㎡です。8 ヶ月間の解除条件付き使用貸借権設定です。

会長

地元推進委員より説明をお願いします。

領家耕一推進

委員

豊田地区の領家です。貸付人は高齢のため耕作が困難になったということから、借受人が借り受け、○○も含めて活動、耕作をしていくとのことです。○○、○○を栽培し、加工して販売していきたいとのことです。問題はありません。

会長

14番をお願いします。

事務局

整理番号14番

申請地は、向横田町の田1筆 1,969 m²です。8年11ヶ月間の賃借権設定です。

会長

地元推進委員より説明をお願いします。

椋木昭雄推進

委員

高城地区の椋木です。昨年までは作業委託で耕作をされていましたが、今年より農地中間管理事業を活用して耕作されるそうです。問題ないと思います。よろしくお願いします。

会長

20番をお願いします。

事務局

整理番号 20 番

申請地は、美都町三谷の田 2 筆 合計 2,435 ㎡です。9 年 11 ヶ月間の使用貸借権設定です。

会長

地元推進委員より説明をお願いします。

寺戸豊太郎推

進委員

美都地区の寺戸です。4月に田中委員と現地確認を行ないました。○○から少し入った所に位置しています。昨年まで貸付人が耕作をしておられましたが、高齢のため管理が出来ないということで、農地中間管理事業を活用するとのことです。問題はありません。

会長

25番をお願いします。

事務局

整理番号25番

申請地は、匹見町紙祖の田1筆 1,953 ㎡です。6年11ヶ月間の使用貸借権設定です。

会長

地元推進委員より説明をお願いします。

渡邉豊孝推進委員

匹見の渡邉です。今まで相対契約でされていたものを、農地中間管理事業を活用するそうです。問題はないと思います。

会長

次に所有権移転をお願いします。

事務局

整理番号1番

申請地は、喜阿弥町の畑1筆 7,579 ㎡、売買金額は○○円。

移転時期は令和3年4月30日。公社への支払い期限は令和3年6月30日です。 説明は以上でございます。

会長

担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。

柳田継男委員

13番の柳田です。場所は喜阿弥町の○○になります。買受人が新たに耕作をするとのことです。本人にも確認をしましたが、問題はないと思います。

会長

本日は再設定を含め29件、所有権移転が1件です。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。

それでは無いようですので採決いたします。「議第 54 号 農用地利用集積計画 の決定について」は原案通り許可としてもよろしいですか。

(はい、の声)

それでは許可といたします。次に「議第55号 農地等権利移動制限特例区域設定について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。

事務局

整理番号1番

申請地は、東町の畑1筆 178 ㎡です。申請地が所在する益田地区の下限面積は30aです。区域の指定を受けようとする理由は、申請地は所有者が県外に居住しており、農地の管理が困難なため、買受予定者が買い受けて耕作しなければ、確実に耕作放棄地となることが見込まれるためでございます。

許可条項は、農地法施行規則第17条第2項各号及び益田市農地等権利移動制限 特例区域設定申出制度実施要綱第2条第1項各号の規定に該当しております。

なお、特例区域として設定された場合、その旨を告示し、後日、所有者と申出

者の連名で農地法第3条の規定による許可申請が提出され、所有権の移転についてご審議いただく運びとなります。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。

又賀保委員

1番の又賀です。現地確認は4月12日に大畑委員と2人で行ないました。場所は○○の○○を少し行った所の下になります。道路より少し低い土地となっていまして、利用の難しい農地となっています。隣を耕作している譲受人でないと難しいと思いますので、問題はないと思います。

会長

本日は1件です。ただいま説明がありましたが何かご意見やご質問などございませんか。

それでは無いようですので採決いたします。「議第55号 農地等権利移動制限 特例区域設定について」は原案通り許可としてもよろしいですか。

(はい、の声)

それでは許可といたします。次に「議第56号 令和2年度事業実績及び収支決 算報告について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。

事務局

(事務局より説明)

会長

ただいま説明がありましたが何かご意見やご質問などございませんか。

それでは無いようですので採決いたします。「議第56号 令和2年度事業実績及び収支決算報告について」は原案通り承認としてもよろしいですか。

(はい、の声)

それでは承認といたします。次に「議第57号 令和3年度事業計画(案)及び収支予算(案)について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。

事務局

(事務局より説明)

会長

ただいま説明がありましたが何かご意見やご質問などございませんか。

それでは無いようですので採決いたします。「議第57号 令和3年度事業計画 (案)及び収支予算(案)について」は原案通り承認としてもよろしいですか。 (はい、の声)

それでは承認とし、この案の通り実施していくこととします。次に報告事項に 移ります。報告の方をお願いします。

事務局

報告第51号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について 届出件数は、6件です。5件は相続者が管理され、1件あっせんの希望があります。

報告第52号 農地法第18条第6項の規定による通知書の確認について 届出件数は、1件です。解約理由は耕作者の変更のためです。

報告第53号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地判断について 所在地は、黒周町の1筆 191㎡、美濃地町の1筆 119㎡でございます。 今回の非農地判断を行った農地は、申し出により現地を確認したものです。 対象地につきましては、農地台帳からの削除を行い、非農地判断を行った農地 として、市役所税務課及び法務局へ一覧を提出いたします。

報告は以上でございます。

会長

ただいま事務局の方から報告がありましたが何かご意見、ご質問などございませんか。

それでは無いようですので第 10 回総会を終わりたいと思います。どうもありが とうございました。